

令和2年度

第2回東大和市地域福祉審議会会議録

東大和市福祉部

○D副会長 それでは、議題に入ります。

次第1、議事(1)第6次東大和市地域福祉計画等福祉4計画(案)について、議題にしたいと思います。

事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局(嶋田福祉推進課長) それでは、再び福祉推進課長の嶋田でございます。

それでは、まず、当日配付の資料の説明をさせていただきます。

横長で右上に当日配付資料①と記載のあるものでございます。この資料につきましては、事前に委員の皆様から福祉4計画(案)の事前質問等をお出しいただいたものでして、それについてまとめさせていただいたものでございます。

続きまして、4計画共通で11月の全体会から大きく変更があった部分を説明いたします。

まず、SDGsに関する記載を、各計画におきましてそれぞれ1ページ分追加しております。また、各計画の中に、今後、市長の挨拶を入れる予定でございます。なお、参考資料としまして、4つの計画で11月から変更、または修正した部分について、こちらの記載したものを、今回事前に皆様に送付しているところでございます。

それでは、各計画の個別説明に移らせていただきます。

第6次東大和市地域福祉計画(案)について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

まず、昨年12月4日から今年1月4日の期間で行いましたパブリックコメントについて、修正を行うものとして採用した意見はございませんでした。

次に、パブリックコメント以外で、事務局と、また1月に開催した地域福祉部会におきましての部会員の皆様のご意見を踏まえ、11月時点の計画案を修正した事項が主に3点ございますので、こちらを皆様に順次報告させていただきます。

まず、変更点1でございます。

1ページ目をお開きください。

1ページ目下部の基本構想と福祉関連の計画との関連性についての記載が、1月の地域福祉部会におきまして分かりづらいといったご意見がございましたので、内容を分かりやすく変更しております。これが1点目でございます。

次に、変更点2つ目でございます。

8ページをお開きください。

第6次東大和市地域福祉計画が市の福祉計画全般の上位計画となる位置づけによりまして、昨年度策定いたしました子ども・子育て未来プランを含有するものとして策定作業を行ってきたところでございますが、東大和市第3次基本構想中の子ども・子育て未来プランへ連動する箇所の記載がなかったものですから、その該当箇所を追記しております。これにより、第6次東大和市地域福祉計画が基本構想上子ども・子育て分野の考えも含める

という形になったものでございます。

最後に、変更点3つ目でございます。

45ページをお開きください。

「第5章 成年後見制度の更なる利用促進」におきまして、大きく変更いたしましたのでご説明させていただきます。

まず、54ページ、それから57ページにおきまして、市民後見人と法人後見の表現の見直しを行いました。

続きまして、58ページでございます。基本目標3の②におきまして、令和8年度までに地域連携ネットワークの整備を完了する旨を追記いたしました。

私、福祉推進課長からの第6次東大和市地域福祉計画に関する説明は以上でございます。

○事務局（大法障害福祉課長） 障害福祉課長の大法でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、第2次東大和市障害者総合プラン（案）について説明させていただきます。資料2となります。

第2次東大和市障害者総合プランにつきましては、パブリックコメント、市民説明会、地域自立支援協議会での意見聴取、障害者部会での審議等で様々なご意見を賜りました。それらを踏まえて、11月時点の案からの修正点についてご説明申し上げます。

大きなところでは3点ございます。

1点目は、13ページの計画の理念についてであります。理念の説明文、下から2行目でございますが、「障害の有無に関わらず、すべての人がともに支えあいながら共生社会を実現することを目指して」と表記しておりましたが、「人それぞれの多様性」にも着目すべきとのご意見をいただき、「障害の有無に関わらず、共に支え合うという視点から、全ての人があつ多様性を尊重し、地域共生社会を実現することを目指して」と表記を改めました。

2点目は、15ページ、重点施策1、障害のある人の権利擁護、理解促進のための施策の説明文で、11月時点の案では、「知的障害や精神障害のある人の多くは、日常生活で差別や偏見を感じています。」と表記しておりましたが、差別や偏見を感じているのは知的障害者や精神障害のある人だけではないとのご意見を賜り、「障害のある人の多くは、」と改めました。

続きまして、3点目でございます。69ページ、安全・安心なまちづくりの取組項目といたしまして、「3-5 感染症拡大防止等の取組」を新たに加えました。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、障害のある人の生活にも様々な影響を及ぼしておりますことから、市としても対応してきたところではございますが、次の計画においては、取組を表記したほうがよいとのご意見を賜り、障害のある人や障害福祉サービス等事業所への支援、市民に対する情報発信、感染拡大防止対策の促進等の取組を記載いたしました。

第2次東大和市障害者総合プラン（案）についての説明は以上でございます。

○事務局（志村健康課長） 健康課長の志村でございます。

私からは、第2次健康増進計画（案）と東大和市自殺対策計画（案）について説明いたします。

まず、昨年12月4日から今年の1月4日の期間で行いましたパブリックコメントにつきましては、健康増進計画、自殺対策計画ともに、意見の提出はありませんでした。そのため、パブリックコメントによる計画への反映等はございません。

前回11月の審議会以降の変更点についてご説明いたします。

まず、資料3をご準備ください。第2次東大和市健康増進計画（案）になります。

1ページをお開きください。

こちら、段落の6番目、下から2段落目になります。「また」から始まる段落についてですけれども、こちらのほうに、母子保健計画に関しての状況を記載いたしました。第1次の健康増進計画では、母子保健計画を包含しておりましたが、第2次計画では包含せず、昨年度策定されました子ども・子育て未来プランにおいて包含することとなりましたことから、その内容を記載することといたしました。

同様に、3ページをお開きください。

上から4段目、こちら、「また、前計画において」から始まるところにおいて、同じように母子保健計画については、子ども・子育て未来プラン等に含まれたということの記載を行っております。

続いて、36ページから38ページになります。

こちらは、市民意識調査に関するまとめのページでございますが、こちらについて、前回まではアンケートの結果の分析のみを記載している項目などがあったことから、今回、分析結果から必要な対策について言及するために、項目の一番最後に、何々が必要ですよといったような形での、必要な対策について言及するように修正のほうをしております。

続いて、63ページをお開きください。

こちらは、具体的な事業等についてのページになります。表の主な事業とアクションプランとの対応箇所について、各基本目標に掲げております成果指標に対応して連動するような形で見直しのほうを行っております。

そのほか、全体的に文言の統一や誤字脱字等の見直しによる修正を行っております。

第2次東大和市健康増進計画（案）については以上となります。

続いて、東大和市自殺対策計画（案）でございます。

こちらは資料4となります。

この東大和市自殺対策計画に関しましては、大きな内容の変更点はございません。全体的に、文言の整理や誤字脱字などの見直しなどでの修正を行っております。

東大和市自殺対策計画（案）については以上でございます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

OD副会長 事務局から、(1)第6次東大和市地域福祉計画等福祉4計画(案)についての説明が終わりました。

ご質問がございましたら、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

OS委員 市民委員のSです。

質問というか、全体的に見ていて、直前にはたと気がついたんですけども、市長挨拶を入れられると。それは、市長が考える、あるいは側近の方が挨拶考えるんでしょうけれども、それはいいとして、障害者総合プランだけ市長挨拶がない。現行のプランも、開いてみましたらない。これは何か理由があるのか、それとも単に漏れているのか、そこがちょっと気になりました。

OD副会長 事務局のほうからお願いします。

○事務局(田口福祉部長) ご質問いただき、ありがとうございます。福祉部長の田口でございます。

障害者総合プランにつきましては、従前、これ、3か年の計画ということで、介護保険事業計画とともに市長挨拶を載せていなかったのが、現実的な今の実情でございます。今回、介護保険事業計画も含めて、福祉の5計画を策定するに当たりまして、他の計画等々の整合性を図るということで、たまたま、すみません、今回のこの案の中にこのページが抜けているんですけども、今回も全ての計画に市長のご挨拶を入れるという形で、今統一を図るような形で考えている。

特に、その他の計画は6年の長い計画になりますので、そういったことも含めて、当然計画を推進する首長であります市長のご挨拶はやっぱり必要かなというところで、今回入れるような形で修正をしたということでございます。

以上でございます。

OS委員 分かりました。

OD副会長 そのほか、ご質問とかどうでしょうか。

OR委員 委員のRです。よろしく申し上げます。

自殺対策計画というのがありますけれども、自殺対策計画法という法律に基づいて計画するということなんですけれども、自殺対策が自殺防止という言葉を入れたほうが、より分かりやすいのかなと。自殺対策というよりも、自殺防止対策計画という言い方ではまづいんでしょうか。

以上です。

OD副会長 お願いします。

○事務局(志村健康課長) 健康課長の志村でございます。

自殺対策基本法によりまして、各区市町村に自殺対策計画をつくられるというように法で決まっております。表題についても、自殺対策計画とするようにという形でもう規定が

ありますので、計画の名称の変更は困難であると考えております。

以上です。

OD副会長 よろしいでしょうか。

その他、ご意見どうでしょうか。

(発言する人なし)

OD副会長 それでは、質問などないようですので、ここでお諮りしたいと思います。

(1) 第6次東大和市地域福祉計画等福祉4計画(案)について、事務局からの報告されたとおりでございます。賛同されることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

OD副会長 ありがとうございます。

それでは、異議がないということですので、こちらについては本審議会にて承認ということにさせていただきます。

続きまして、議事(2)平成31年度実施状況報告について、議題にしたいと思います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局(嶋田福祉推進課長) 改めまして、福祉推進課長の嶋田でございます。

それでは、事務局からのご説明をさせていただきます。

本来であれば、前年度の実施状況報告につきましては、部会ごとに部会長からご報告いただいているというのを通例としておるところでございますが、今年度につきましては、会議時間短縮のため、事務局から一括してご報告させていただきます。

まず、3計画の実施状況報告の概略でございますが、各部会とも昨年10月、もしくは今年の1月の部会におきまして、平成31年度の実施状況報告を行いまして、部会員の方の意見を反映いたしまして、まとめさせていただいた報告書が、資料5、資料6、資料7となっております。

事業評価の結果につきましては、それぞれの報告書に記載をさせていただいたとおりでございます。

これらに対するご質問、ご要望についてであります。会議時間短縮のため、事前に審議会当日までに事務局までいただきたいというお願いを委員の皆様にさせていただいたところでございます。事前のご質問、ご要望については、各委員の皆様からはなかったという形でご報告申し上げます。

続きまして、この資料についてでございますが、それでも実際に改めて見た場合のご意見、ご要望などがある場合には、この場で発言していただく、もしくは審議会終了後の1週間程度でも構いませんので、事務局までご意見、ご要望等、お気づきの点がもしありましたら、お寄せいただければというふうに考えております。

委員の皆様のご了解があることが前提でございますが、ご質問やご要望に基づきまして、資料の修正、変更、こういったことが必要だというふうな、生じた場合につきましては、

また会議時間短縮のため、あとは会長、副会長、事務局にご一任をいただき、内容につきましてまとめさせていただければと思っております。会議時間短縮のため、ご配慮いただければと考えております。

説明につきましては以上でございます。

OD副会長 事務局から議事（２）平成31年度の実施状況報告についての説明が終わりました。

内容については、事務局より会議時間短縮のため、会長、副会長、事務局に一任させていただきたいとのことですが、もし委員からこの場でぜひ確認したい、またご要望などあれば、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

OS委員 市民委員のSですが、これ、多分とじ間違いだと思う、障害者総合プランをずっと、最後のほうを見ていきますと、重点施策に対する評価というページが最後のほうにありますよね。その直前のページに小計欄があるので、何か。

ちょっとページ数が打っていないんであれかな。目標4、共生社会実現をめざした地域づくりのページが一番最後になるんですよね。私がもらったのは、とじ間違いになっているけれども。例えば、これが最後のページになるんですね。

それと、すみません、もう一つ。健康増進計画の各施策というのは、この期間中でも、例えば、その前の年、30年度にやっていたものを削除して、31年度で新しくするとか、そういう入替えが多少あるんですね、この健康増進計画だと。普通の場合は、実施事業を決めて、それについて進捗状況なり何なりを評価していくんですが、健康増進計画は、そういう考え方になっていなくて、各年度によって多少入れ替えると。

OD副会長 お願いします。

○事務局（大法障害福祉課長） 障害福祉課長の大法でございます。

大変、お手元の資料につきまして、ページのとじ誤りがございましたこと、おわび申し上げます。

以上でございます。

OD副会長 お願いします。

○事務局（志村健康課長） 健康課長の志村でございます。

実施状況報告書の7ページに、各分野ごとの事業数というのがございます。委員のおっしゃったとおり、各課が行っている事業では、平成31年度はやらなかったものは、当然この数から減っているということで、年度によって事業数が変動していると、そういうことでございます。

以上でございます。

OD副会長 よろしいでしょうか。

その他、ご意見いかがでしょうか。

OR委員 委員のRと申します。

その他のことでよろしいですか。

ちょっと議題と外れますけれども、この資料、1週間前に送られてきたんですね。それで、専門部会というのが3つあるわけですよ。それで、意見を出しなさいという、これを1週間前に出されて、なかなか意見が出しにくいと思うんですよ。ですので、少なくとも、各専門部会で意見が出たものを一緒にしていただければ、もっと意見が出るんじゃないかと思うんですよ。

今、コロナであんまりできないということなんですけれども、要するに、地域福祉審議委員というのは、地域福祉と障害と健康の3つからなっているわけですよ。だから、3本の矢みたいなものですよ。だから、これは、皆さんの意見が出やすいようにする配慮を、やっぱり事務局のほうで、これをばーんと、私の能力は追いつかないんですね。だから、各専門部会でどういう意見が出たのか、そういうものを添付してもらえれば、ほかの部会場の意見が、こういう意見が、私もこういうことがあるんだとか、そういうことができると思うんですよ。だから、この会議の在り方も、やっぱり委員の皆さんが意見を出しやすいような配慮をしていただきたいと思います。

OD副会長 ありがとうございます。

何か事務局のほうからありますか。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ただいまのR委員からのご意見にお答えさせていただきます。

代表して、福祉推進課長、嶋田でございます。

先ほど、私のほうからの説明にも申し上げましたが、部会によりましては、特に意見がなかったとか、いろいろあるんですが、ただ、委員のご指摘の、いわゆる意見が出しやすい環境づくりというところにつきましては、当然資料もできるだけ早く、余裕を持ってご配付させていただくことが、当然配慮すべきだというご意見につきましては、ごもっともなご意見だというふうに感じております。

当然、会議を開催しまして、部会を開催しまして、次の全体会という中でのスケジュールもタイトな部分、これは言い訳になってしまうんですけども、そういったところも含めまして、ただいまいただきましたご意見参考に、来年度以降、まだこういった審議会続きますので、そういったところに配慮できるようなスケジュール設定、そういったところを検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

OD副会長 その他、いかがでしょうか。

(発言する人なし)

OD副会長 ありがとうございます。

それでは、質問などないようですので、ここでお諮りしたいと思います。

(2) 平成31年度の実施状況報告について、事務局からの説明のとおりで、会長、副会長、事務局で一任ということで、賛同されることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

OD副会長 ありがとうございます。

それでは、異議なしということですので、こちらについては本審議会にて承認ということにさせていただきます。

続きまして、議事(3)答申(案)について、議題にしたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

O事務局(嶋田福祉推進課長) 改めまして、福祉推進課長、嶋田でございます。

答申の案につきまして、事務局からご説明申し上げます。

まず、本年度の答申の案につきまして、皆様にご配付をさせていただきます。よろしくお願ひします。

各委員の皆様のお手元に、答申の案をただいま配らせていただきました。

こちらの答申案につきましては、我々事務局におきまして、事前にまとめさせていただいたものでございます。こちらは、今回の審議会で審議いたしました令和2年度の審議状況についてまとめたものを、抜粋という形で拾い上げて、答申の案という形でまとめさせていただいたものでございます。

私からの説明は以上でございます。

OD副会長 それでは、この答申案について審議したいと思います。

では、ご意見のある方、お願いいたします。

OL委員 ネットワークのLですけれども、私、視覚障害者なので、この場で配られても読めないんですよ。ですから、誰か代読してください。

O事務局(嶋田福祉推進課長) 大変申し訳ございません。福祉推進課長、嶋田でございます。

それでは、私のほうから答申書の案、代読のほうをさせていただきたいと存じます。

まず、答申の日付でございます、令和3年3月23日。こちらは、今日欠席されていますが、和会長、それからD副会長、それから市長等の日程を調整しまして、この日付で答申を行うという形になっております。それが、令和3年3月23日でございます。

東大和市長、尾崎保夫様。

東大和市地域福祉審議会会長、A。

地域福祉の推進及び地域福祉施策の円滑な実施について(答申)。

東大和市地域福祉審議会は、平成30年7月20日付、大福福発第23号により市長から諮問された「地域福祉の推進及び地域福祉施策の円滑な実施について」につきまして、令和2年度の審議結果をまとめましたので、下記のとおり答申します。

記。

東大和市地域福祉審議会条例第2条に規定する事項について2回の全体会、及び各3回の専門部会を通じ、調査審議を行った結果、答申を次のとおり行います。

なお、この全体会、専門部会の開催につきましては、今年度の回数というふうにお読み取りいただければと思います。

1、地域福祉計画について。

(1) 第6次東大和市地域福祉計画の内容について審議を行い、別添のとおり答申します。ここに別添と申し上げるのが、先ほどご審議いただきました第6次東大和市地域福祉計画(案)の冊子としております。

(2) 令和2年度は、第五次東大和市地域福祉計画計画期間の開始から6年目の年度であり、目標達成の年度となります。平成31年度までの事業評価が完了したところですが、従前までの事業評価の積み重ねを分析し、最終評価を令和3年度に行い、新計画の評価に引き継ぐことができるよう、PDCAサイクルの検証を確実に行ってください。

2、障害者計画及び障害福祉計画について。

(1) 第2次東大和市障害者総合プランの内容について審議を行い、別添のとおり答申します。この別添といいますのが、先ほどご審議いただきました第2次東大和市障害者総合プラン(案)の冊子でございます。

(2) 令和2年度は東大和市障害者総合プラン計画期間の開始から3年目の年度であり、目標達成の年度となります。平成31年度の実施状況においては、重点施策のうち、障害者差別解消法の周知・促進や地域生活支援拠点の整備について、着実に取組を進めていることを評価します。最終年度においては、次期計画に引き継ぐため、目標達成に向けて着実に取組を進めてください。令和3年度からは新たな計画の期間となりますが、現計画の評価を適切に行い、新たな取組に生かして施策を推進してください。

ここまでが表面の表記となっております。

裏面にいきます。

3、健康増進計画について。

(1) 第2次東大和市健康増進計画の内容について審議を行い、別添のとおり答申します。別添が、先ほどご審議いただきました第2次東大和市健康増進計画(案)の冊子でございます。

(2) 平成31年度の実施状況報告書については、事業ごとに今後の方向性として改善点や検討事項が記載され、課題を明らかにしていました。令和2年度は東大和市健康増進計画計画期間の最終年度であり、6年間の目標達成の年度となります。平成27年度からの各年度の事業評価の積み重ねを分析し、東大和市健康増進計画の最終評価を令和3年度に行い、第2次東大和市健康増進計画の推進に活用してください。また、健康づくりは市民一人一人の実践と、その継続のために環境整備が重要であることから、健康寿命の延伸につながる取組を引き続き推進してください。

4、地域福祉の施策の充実及び推進に関すること。

(1) 各計画期間の目標達成に向け、事業の進捗状況を管理してください。

(2) 継続した地域福祉の推進及び地域福祉施策の円滑な実施ができるよう、各計画で取組を新計画でも行ってください。

5、その他市長が必要と認める事項。

東大和市自殺対策計画の内容について審議を行い、別添のとおり答申します。別添といえますのは、先ほどご審議いただきました東大和市自殺対策計画（案）の冊子でございます。こちらにつきましては、来年度から初めて策定する計画でございますので、このその他市長が必要と認める事項に記載をしているものでございます。

答申書の内容の朗読につきましては、以上でございます。

お聞き苦しい点、大変申し訳ございませんでした。

OD副会長 では、この答申案、ご意見のある方、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

OS委員 去年もそうだったんですが、我々持ち帰って、何か冊子に違和感があったら、ファクスか何かさせていただくと、そういうことで。

以上。

OD副会長 その他、いかがでしょうか。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 会長、よろしいでしょうか。

福祉推進課長の嶋田でございます。

今、S委員のほうからご意見をいただきました。もし持ち帰って読んでいただきまして、何か意見があればということで、ファクスなりでご連絡をとということでしたが、もしそういったことで、委員の皆様、今日大変時間短縮の中でやらせていただいておりますので、お持ち帰りいただきまして、ご意見等ございましたら、そうですね、ただ、3月23日の答申日というのは決まっておりますので、もし意見があっただいて、また皆さんにリターンをして、正副会長含めて調整をすると、そういった期間もございますので、もしご意見ございましたら、今月中、1週間ほどまだございますが、今月中にご意見をいただければというふうに思います。今月末をもって、そのご意見の締切りというふうにさせていただければ大変助かります。よろしく願いいたします。

OD副会長 今の事務局からの……はい、よろしく申し上げます。

OR委員 すみません。Rと申します。

最後の5に、その他市長が必要と認める事項という、この意味がよく分からないんですけども。この自殺計画というのは、ほかの計画とは同格じゃなくて、その他の市長が認める事項というのはちょっと、どういうことなのか教えてください。

OD副会長 事務局からどうでしょうか。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 事務局でございます。

福祉推進課長、嶋田でございます。

今、R委員のご指摘で、決して自殺対策計画が下位に位置するとか、そういうことではございませんで、誤解のないようにちょっと申し上げますと、もともとそれ以外の計画につきましては、こういった進捗状況について、地域福祉審議会の中で審議をしてくださいという内容の諮問が、まず市長から審議会に対してございます。

この自殺対策計画につきましては、先ほども最後申し上げましたように、今までない計画で、ここで新しく法律ができて、定めなさいという形になったものですから、当初の諮問事項の中にはこの計画の名称はございませんでした。そういう中で、この計画もきちんと審議をして、市長に対して答申しますというところで当てはめると、要は、4つ目までの諮問の事項の中に、計画の名称がそもそもなかったという扱いなんです。ですから、市長が特に必要と認める事項というところで、きちんとこれにつきましても審議をして答申しますよという意味で、このカテゴリーにはめていると、そういうご理解いただければと思います。

ですから、決して自殺対策計画が下位に位置するとか、そういう意味ではないということでご承知おきいただければと思います。

以上でございます。

OR委員 Rと申します。

今、嶋田課長がおっしゃられたことですがけれども、そういう新しくできた法律だからとか、そういう説明をつけないと、ほかの人は分からないんじゃないですかね。何かこれだけ出てきても、何のことかなということになっちゃうんで、その辺いかがでしょうか。

OD副会長 よろしくお願ひします。

○事務局（田口福祉部長） 福祉部長の田口でございます。

この答申書につきましては、あくまでも審議会から市長への答申文書になります。基本的には、この文書自体が公開されるような前提としているわけではございませんので、大変強縮でございますが、審議会の委員さんと市長の間で、その辺のやり取りが、確認が取ればいいのかというふうに考えております。

結果としては、皆様方のご審議をいただきました、この立派な自殺対策計画というものが出来上がった物自体は、当然市民の皆様にご公開していく内容でございますが、その内容を明らかにするための、あくまでも1つ審議会からの市長への答申文書でございますので、そこまであえて、何かこだわる必要があれば、こだわることもあるかとは思いますが、そこまでの必要性はないかなというふうには考えてございます。

以上です。

OD副会長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見ありますでしょうか。

(発言する人なし)

OD副会長 では、また、後々ご意見のある人は、先ほど事務局からありましたとおり、今月中にお願いいたします。

では、この答申案を了承ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

OD副会長 ありがとうございます。